

USPTO、次期 5 ヶ年戦略計画(2014-2018 年度)を公表

2014 年 3 月 14 日

JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁（USPTO）は、2014-2018年度の戦略計画¹を公表した。

連邦政府機関は、政府業績結果法（GPRA）²に基づいて最低 5 年間の中期計画の作成が義務付けられ、同法ではさらに最低 3 年毎に戦略計画を見直すこととされている。

今般の戦略計画は当該規定に基づいて実施途中の 2010-2015 年度戦略計画³を見直したものにあたり、昨年 10 月に公表された 2014-2018 年度戦略計画案⁴を、パブリックコメントを経て確定したものの。

公表された戦略計画は、2014 年 2 月 20 日にオバマ政権が出したパテントトロール対策の拡充の指示⁵を踏まえ、啓発活動関連がより充実したものとなったものの、昨年 10 月に公表された案からの大きな変更はない。

そのため、項目それ自体はほとんど変更されておらず⁶、「案」と同様、確定版においても、近年の特許審査官の大幅増員等によりバックログ数が減少に転じたこと、制度変更⁷による特許審判部の負荷の増大等を受けて、従来の特許審査待ち案件数の減少に主眼を置いたものから、

- ・ワークシェアリングの増大や審査処理能力の向上も目標としつつも、特許審査に要する処理期間を最適化する
- ・適時性と高品質を提供するために特許審判部（PTAB）を増強する方向となっている。

¹ [USPTO 2014-2018 Strategic Plan](#)(PDF)

² Government Performance and Result Act of 1993 (GPRA)

³ [USPTO 2010-2015 Strategic Plan](#) (PDF)

⁴ 2013 年 10 月 18 日付米国発特許ニュース：「[USPTO、次期 5 カ年戦略計画（2014-2018 年度）の案を公表](#)」（PDF）参照。

⁵ 2014 年 2 月 20 日付米国発特許ニュース：「[オバマ政権、パテントトロール対策の拡充を指示](#)」（PDF）参照。

⁶ 啓発活動等の記述は加筆されている。

⁷ 2011 年 9 月 16 日に成立した改正特許法により、USPTO は大幅な審査官増員が可能となり、特許審判部は当事者系レビューといった新制度での審理を行うこととなった。

また、ITシステムに関しては、従来の目標と大差はないが、旧来のシステムも安定化（stabilize）させて用いるとしている。

さらに、グローバルなIP保護、執行に関しては、明確に中国を特定し、同国でのIP保護、執行を改善することとしている。

公表された次期戦略計画の目標等は以下の通り。

Goal 1：特許の質及び適時性の最適化

目標 1：処理期間の最適化

- ・出願人等と協働し、望まれている処理期間を改善する 等

目標 2：処理期間の最適化に向けた審査処理能力の向上

- ・新規審査官の採用
- ・新技術に対応した研修 等

目標 3：国際協力とワークシェアリングの増大

- ・共通特許分類（CPC）やグローバルドシエの実行
- ・特許審査ハイウェイ（PPH）やPCTの活用によるワークシェアリングの拡大 等

目標 4：特許の質の向上

- ・特許の質についてのデータの活用・評価と手法の改善
- ・カウントシステム⁸の効果の検証 等

目標 5：全てのユーザに対して提供されるITサービスの最適化

- ・現在のITシステムの安定化と現在の特許ITシステムの再設計
- ・特許検索システムの機能向上 等

目標 6：啓発活動の継続と拡大

- ・CPCに関連した啓発活動の拡大
- ・従前から行われている啓発活動の拡大 等

目標 7：特許審判部（PTAB）の運営強化

- ・最適な審判待期間の設定
- ・行政判事の雇用を含む必要なPTABの増強
- ・審決の一貫性の確保
- ・ユーザーに対する情報提供等の拡大 等

⁸ 審査処理をポイント換算する制度。出願種別、審査官のアクション種別によりポイント数が異なる。

Goal 2 : 商標の質及び適時性の最適化

- 目標 1 : FA期間を2.5～3.5ヶ月に維持し、最終処分まで12ヶ月とする
 - ・ 審査処理能力と業務量（workload）とに整合性を持たせる
 - ・ 審査処理期間のゴールについて出願人等と協働する 等
- 目標 2 : 高品質の商標権付与の維持
 - ・ 質の評価方法を継続的に評価し、同方法の維持と改善を図る 等
- 目標 3 : 全てのユーザに対して提供されるITサービスの最適化
 - ・ 現在のITシステムの最適化とITシステムの改善 等
- 目標 4 : 啓発活動の継続と拡大
 - ・ 連邦登録商標の利用促進
 - ・ 啓発活動の拡大 等
- 目標 5 : 商標審判部（TTAB）の運営強化
 - ・ 処理期間の短縮と審決の質の向上 等

Goal 3 : グローバルなIP施策・保護・執行の改善のための国内外でのリーダーシップの発揮

- 目標 1 : リーダーシップの発揮とIP施策教育・啓発活動
 - ・ 施策の策定と、IP保護と執行に関する全分野におけるガイドラインの策定
 - ・ IP制度の改善に関する立法の検討
 - ・ 国内外における著作権問題に対するリーダーシップの発揮
 - ・ 国内外における IP 啓発活動の拡大 等
- 目標 2 : IP 保護と執行改善にかかる国際合意と施策についての啓発とリーダーシップの発揮
 - ・ WIPO をはじめとする国際的な枠組みにおける進展への努力
 - ・ IP 保護と執行を改善する国際合意の実行や関連交渉のための専門家の派遣
 - ・ FTA 交渉における IP 部分に関するサポートと助言
 - ・ 中国における IP 保護と執行改善 等

Management Goal : 組織の卓越性の達成

- 目標 1 : 業務結果を達成するための IT 投資の強化
- ・内外における情報の共有等を改善するために IT を強化する
 - ・IT インフラとサービスを発展及び改善する
 - ・改善されたシステムを円滑に (seamless) 提供する 等
- 目標 2 : 勤務に対する自由度、多様性等の維持と確保
- ・在宅勤務の機会の拡大の継続
 - ・雇用範囲の拡大
 - ・労働組合等との協力 等
- 目標 3 : 内外関係者との関係拡大
- ・商務省や行政管理予算局等の他の連邦官庁や議会との関係強化
 - ・USPTO が提供するサービスに対するアクセスの合理化 等
- 目標 4 : 支払った料金に見合った価値の顧客への提供を持続可能とするための財源の確保
- ・料金収入全てを支出可能とする権限を得る
 - ・USPTO の料金設定権限を恒久的なものとする 等
- 目標 5 : サテライトオフィスと地域プレゼンスの確立
- ・サテライトオフィスを恒久的なものとする
 - ・地域協力の発展

(了)